

北海道矯正歯科学会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本学会は、北海道矯正歯科学会（以下「本学会」という）と称する。

(目 的)

第2条 本学会は、歯科矯正学の進歩・発展と会員相互の親睦を計るとともに、地域社会の福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本学会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 毎年1回学術大会を行う。
- (2) 機関誌「北海道矯正歯科学会雑誌」を年1回発行して会員に配布する。
- (3) その他本学会の目的を達成するために必要と認められる事業を理事会の議を経て行う。

(事 務 所)

第4条 本学会の事務局は会長が定めた所におく。

第2章 会 員

(種 別)

第5条 本学会は次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員
本学会の目的に賛同し理事会の承認を得た歯科医師。
- (2) 名誉会員
名誉会員は終身制とし、本学会に特別の功労があった者について、理事会の議決を経て会長がこれを推薦する。
- (3) 特別会員
本学会の運営上必要と認めた者について、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。
- (4) 賛助会員
本学会の目的に賛同する団体または個人で理事会の承認を得た者。

(入 会)

第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び年会費)

第7条 正会員及び賛助会員の入会金、年会費は理事会において別途定める。

2. 名誉会員及び特別会員は、入会金及び年会費を免除される。

(退 会)

第8条 会員が本学会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2. 会員が死亡、又は解散したときは、退会したものとみなす。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が2年を超えて年会費未納のときは退会したものとみなす。ただし、未納分を収めたときはこの限りではない。

(戒告及び除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、戒告または除名することができる。

- (1) 本学会の体面をけがした者
- (2) 本学会の綱紀をみだした者
- (3) 会員たる義務を怠った者
2. 前項に規定する戒告および除名は理事会の議決をもって行う。
3. 前項により除名したときは、その旨および理由の概要を記載した書面をもって本人に通知する。

第3章 役 員

(種類及び定数)

第11条 本学会に次の役員をおく。

会長	1名
副会長	3名
専務理事	1名
常務理事	若干名
理事	若干名（会員総数の10%程度）
監事	3名以内

(選出方法及び職務)

第12条 役員は正会員の中から選出し、その選出方法および職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、理事会において理事の中から互選によって選出する。会長は、本学会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長が推薦し理事会の承認を得る。副会長は、会長を補佐し、理事会で決めた順位により、会長に事故があったときはその職務を代理し、欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、会長が推薦し委嘱する。
- (4) 専務理事は、会長の旨を受けて会務を掌理する。
- (5) 常務理事は、総務部、会計部、学術部、編集部および渉外部の部長からなる。また、会長が指名する常務理事をおくことができる。
ただし常務理事は8名を超えてはならない。
常務理事は、会長の旨を受けてその担当事務を

掌理する。

(6) 理事は、会長の旨を受けて各部の会務を分掌し、部長を補佐する。

(7) 監事は、正会員の中から選出し、会務および会計を監査する。

(任期)

第13条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。

(顧問及び名誉顧問)

第14条 本学会に、顧問および名誉顧問をおくことができる。

2. 顧問および名誉顧問は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

3. 顧問および名誉顧問は、会長の諮問に答え、本学会の会議に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

4. 顧問および名誉顧問の任期は、その委嘱した会長の在任期間とする。

第4章 会 議

(総 会)

第15条 学術大会当日に総会を開催し、会務の報告などを行う。

(理 事 会)

第16条 理事会は、役員をもって構成する。

第17条 理事会は、会長がこれを召集し、本学会の運営に必要な諸事を審議し決定する。ただし緊急やむを得ない事項は会長がこれを処理し、次の理事会に報告し承認を求めることができる。

第18条 理事会は次の諸事項を審議決定する。

(1) 役員の選出

(2) 事業報告ならびに会計報告

(3) 事業計画ならびに会計予算

(4) 会則および諸規定の制定・改廃

(5) 役員の罷免

(6) その他本学会の運営に関する重要事項

第19条 理事会は役員の2分の1以上の出席をもって成立する。議事は出席者の過半数をもって決定し、賛否同数のときはこれを会長が決する。

2. 監事は、理事会に出席して質問し、又は意見を述べることができる。ただし表決に加わることはできない。

(構成等)

第20条 会長が必要と認めたときは理事会の議を経て各種委員会をおくことができる。

第5章 会 計

(会計年度)

第21条 本学会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(財産の構成)

第22条 本学会の収入は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金、年会費

(2) 助成金

(3) 寄付金

(4) 機関誌による収入

(5) 事業に伴う収入

(6) 前年度よりの繰越金

(7) その他の収入

(経費の支弁)

第23条 本学会の経費は、財産をもって支弁する。

第24条 本学会の会計は、理事会の承認を得て総会で報告し機関誌に発表する。

第6章 会則の改正

第25条 本会則の改正は、理事会の議決を経て総会に報告する。

第7章 解散および清算

第26条 本学会は、理事会の議決によって解散することができる。解散の議決は、役員の2分の1以上が出席し、出席者の過半数の賛成を要する。

解散の議決に当たっては、残余財産の帰属先を決めなければならない。

精算人は、解散議決時の会長とする。

第27条 精算人は、次の職務を行う。

(1) 現会務の終了

(2) 債権の取立ておよび債務の弁済

(3) 残余財産の引渡

内規

1. 学術大会での研究発表、症例報告、機関誌投稿など本学会が行う事業への参加は会員に限る。ただし非会員であってもあらかじめ理事会での承認を得れば、当該研究等に重要な役割を果たした者2名を限度として共同演者および著者となる事ができる。

2. 役員の旅費・交通費の支給については理事会の承認を得て別に定める。

3. 機関誌を会員以外に配布するときは会長の承認を得て理事会に報告するものとする。

4. 非会員であっても、学術大会当日に年会費相当分を納入した者は学術大会に参加することができる。

5. 会長選出においては、監事がその業務を行う。

6. 監事は、任期満了年の総会において次期監事を選出する。

附則

1. 本会則は昭和34年7月1日から施行する。

2. この改正は昭和52年2月8日から施行する。
3. この改正は昭和61年11月19日から施行する。
4. この改正は平成9年3月5日から施行する。
5. この改正は平成13年1月1日から施行する。
6. この改正は平成16年2月25日から施行する。
7. この改正は平成21年11月25日から施行する。
8. この改正は平成27年4月22日から施行する。

北海道矯正歯科学会

〒003-0002 札幌市白石区東札幌2条5丁目7-1-203
(株)MONS内北海道矯正歯科学会事務局
TEL.011-824-8805 FAX.011-826-4556

北海道矯正歯科学会別途規程

第1条 入会金及び年会費はこの規程の定めるところにより徴収する。

1. 正会員の入会金は5,000円、年会費は7,000円とする。
2. 賛助会員の入会金は10,000円、年会費は20,000円とする。

第2条 旅費はこの規程の定めるところにより支給する。

1. 札幌市内および近郊の役員には、理事会出席の際に交通費として1回1,000円を支給する。
2. 100kmを超えて理事会に出席しなければならない役員には、旅費としてJR特急往復の割引等の運賃を年4回支給する。
3. 旅費の支給につき、この規程により難しい場合には、会長の定めるところによる。

第3条 会長および監事の選出はこの規程の定めるところにより執り行う。

1. 会長は、理事会において理事の中から互選により次期会長を選出し、監事がその業務を行う。
2. 監事は、任期満了年の総会において、正会員の中から次期監事を選出する。

附則

1. この規程は、平成21年11月25日から施行する。
2. この規程は、平成27年4月22日から施行する。